

障害児通所支援 集団指導資料

- I 児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の
人員、設備及び運営に関する基準等の一部
改正(案)(令和6年4月1日施行)

- II 運営上の主な留意事項
 - i 報酬請求上の留意事項①
(令和6年度報酬改定の方向性等)
 - ii 報酬請求上の留意事項②
(請求審査での警告が多い項目等)
 - iii 各種届出等

- III 松本市子ども安全安心対策事業

I 児童福祉法等の一部を改正する法律について(案) (※加算についてはIIで説明)

- ① 児童発達支援の一元化および人員・設備基準等の一元化(児童発達支援センター)
- ② 指定障害児通所支援に係る全サービス共通事項
- ③ 児童発達支援・放課後等デイサービス関係
- ④ 居宅訪問型児童発達支援関係
- ⑤ 保育所等訪問支援関係

①児童発達支援支援の一元化(児童発達支援センターに限る)

児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化させることに伴い、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分についても主として難聴児または重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る)以外的人员・設備基準等に合わせる形で一元化する。

○背景

多様な障害児が障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進します。

※ 児童発達支援センターの機能・運営の強化、報酬改定についてはIIで説明

②指定障害児通所支援に係る全サービス共通事項－1

1 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保証

- (1) 指定児童発達支援事業所は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては(中略)障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身共に健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

②指定障害児通所支援に係る全サービス共通事項－2

(3) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保したうえで、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

(4) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

②指定障害児通所支援に係る全サービス共通関係－3

3 相談支援との支援方針共有

障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。

③児童発達支援・放課後等デイサービス関係ー1

指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者(以下「指定児童発達支援事業者等」)について

1 総合的な支援の推進

指定児童発達支援事業者は、**障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供にあたっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。**

児童発達管理責任者は、(中略)**心身の健康等に関する領域との関連性**(中略)を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供するうえで、留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

※ 「心身の健康等に関する領域」とは以下「こどもの特性を踏まえた5領域」を想定しています。

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

③児童発達支援・放課後等デイサービス関係ー2

2 自己評価・保護者による評価

指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うにあたっては次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者により評価を受けた上で、自ら評価(自己評価)行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価(保護者評価)を受けて、その改善を図らなければならない。

指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者へ示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 支援プログラムの作成と公表

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(心身の健康に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援実施の計画をいう)を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(※未実施減算については報酬改定で説明します。)

③児童発達支援・放課後等デイサービス関係－3

4 インクルージョンに向けた取組の推進

指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することで地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂(インクルージョン)の推進に努めなければならない。

児童発達支援管理責任者は、(中略)インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

④居宅訪問型児童発達支援関係

1 総合的な支援の推進

③児童発達支援・放課後等デイサービス関係－1と同様

2 事業所の支援プログラムの作成と公表

③児童発達支援・放課後等デイサービス関係－2の3と同様

3 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保証

②指定障害児通所支援に係る全サービス共通事項－2の(2)と同様

⑤ 保育所等訪問支援関係－1

1 インクルージョンに向けた取組の促進

③児童発達支援・放課後等デイサービス関係－3の4同様

2 効果的な支援の確保・促進

(訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等)

児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、(中略)障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

3 自己評価、保護者評価及び訪問先評価の導入

(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑤ 保育所等訪問支援関係－2

- (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、(中略)自ら評価(自己評価)を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価(保護者評価)及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価(施設評価)を受けて、その改善を図らなければならない。
- (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び施設評価並びに改善内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ※減算についてはIIで説明します。

4 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保証

②指定障害児通所支援に係る全サービス共通事項－1の2同様

Ⅱ 運営上の留意事項

i 報酬請求上の留意事項①

(令和6年度報酬改定の方角性等)

- (1) 障害児通所支援における横断的な改定事項
- (2) 障害児通所支援に関する改定事項

(1) 障害児通所支援における横断的な改定事項

1 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し 【 全サービス 】

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の「別紙1
障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」参照
※松本市ホームページに掲載予定です。

2 福祉・介護職員等の処遇改善 【 全サービス 】

(1)福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から「福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化。

経過措置区分として、令和6年度末までの現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。

- (2)新加算においては、加算・賃金改善額の職種間ルールを統一する。
- (3)月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- (4)令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- (5)令和6年度の加算に必要な提出様式や提出期限は国から詳細が示された後に別途通知を行います。

3 状態が悪化した強度行動障害を有する障害児への集中的支援

【 児童発達支援、放課後等デイサービス 】

状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設。

<集中的支援加算【新設】>

イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位／回

強度行動障害を有する障害児の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位を加算する。

ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利

用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合。3月以内の期間について1日につき所定単位数を加算する。

※ □の集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、Ⅰの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

4 意思決定支援の推進

【 障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 】

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において「事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認する。

5 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助） 【 全サービス 】

「指定基準の解釈通知」において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、児童発達支援管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記。

6 障害者虐待防止の推進【 全サービス 】

- (1)令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- (2)「指定基準の解釈通知」において①虐待防止委員会（身体拘束等の適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めること②障害児通所支援事業所の管理者及び虐待防止責任者が都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示。

<虐待防止措置未実施減算【新設】>

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する

- - ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について周知徹底を図ること
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
 - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

7 身体拘束等の適正化の推進【 全サービス 】

減算額の見直し。

<身体拘束廃止未実施減算の見直し>

【現 行】

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

【見直し後】

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

8 個別支援計画の共有【 全サービス 】

「指定基準」において、個別支援計画について、障害児相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

9 人員基準における両立支援への配慮等 【 全サービス 】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について以下の見直しを行う。

- (1) 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- (2) 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

1 0 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【 全サービス 】

(1)管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め

、
必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。

(2)管理者について、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

①利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制²³

を確保していること。

②事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

11 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化 【 全サービス 】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報

酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

<業務継続計画未策定減算【新設】>

以下の基準に適合していない場合、所定単位数の1%を減算する。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

11 情報公表未報告の事業所への対応 【 全サービス 】

- (1)利用者への情報公表、災害時等の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、「障害福祉サービス等情報公表システム」上、「未報告」となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- (2)施行規則において、都道府県知事等は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

<情報公表未報告減算【新設】>

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算する。

12 地域区分の見直し【 全サービス 】

松本市は変更なし、地域区分「7級地」。

(2) 児童発達支援に関する改定事項

1 児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価

①児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を發揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。

（※）○幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、○地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
○地域のインクルージョンの中核機能、○地域の発達支援に関する入口としての相談機能

②児童発達支援センターが未設置の地域において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

<中核機能強化加算【新設】>

中核機能強化加算（Ⅰ） 55単位～155単位／日…①

中核機能強化加算（Ⅱ） 44単位～124単位／日…②

中核機能強化加算（Ⅲ） 22単位～62単位／日…③

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

①以下の基本要件及びイ・ロ・ハ全てに適合

②以下の基本要件及びイ・ロに適合

③以下の基本要件及びイ又はロのいずれかに適合

基本要件：市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応するための支援体制、インクルージョン推進のための支援体制（保育所等訪問支援の実施）、相談支援体制（障害児相談支援の実施）等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

イ：関係機関との連携やインクルージョンの推進等、地域支援や支援のコーディネートに専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施

ロ：障害特性を踏まえた専門的な支援やチーム支援の実施、人材育成等障害児支援の専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施

ハ：多職種（保育士・児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、看護職員等）を配置し、多職種連携による専門的な支援を実施

<中核機能強化事業所加算【新設】>

中核機能強化事業所加算 75単位～187単位/日

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

2 事業所の支援プログラムの作成・公表

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

<支援プログラム未公表減算【新設】>

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

3 児童指導員等加配加算の見直し

児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

<児童指導員等加配加算の見直し>

〔現 行〕

児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員等を配置 同 15～41単位/日

その他の従業者を配置 同 11～30単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員等を配置 同 49～123単位/日

その他の従業者を配置 同 36～90単位/日

〔見直し後〕

児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	22～62	単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	18～51	単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	15～41	単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	13～36	単位/日
その他の従業者を配置	同	11～30	単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	75～187	単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	59～152	単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	49～123	単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	43～107	単位/日
その他の従業者を配置	同	36～90	単位/日

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

4 専門的支援加算・特別支援の見直し

専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

<専門的支援加算・特別支援加算の見直し>

〔現 行〕

専門的支援加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員を配置 同 15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算 54単位/回

※理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

〔見直し後〕

専門的支援加算 …①

【児童発達支援センター】 区分に応じて15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】 同 49～123単位/日

専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度）

5 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）

①基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象か否か原

則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

- ②支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の「別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」参照
※松本市ホームページに掲載予定。

6 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）

こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を待っ

た場合の評価を行う。

<関係機関連携加算の見直し>

〔現 行〕

関係機関連携加算 (I) 200単位/回 (月1回を限度) …①

関係機関連携加算 (II) 200単位/回 (1回を限度) …②

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成した場合

②就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

〔見直し後〕

関係機関連携加算 (I) 250単位/回 (月1回を限度) …①

関係機関連携加算 (II) 200単位/回 (月1回を限度) …②

関係機関連携加算 (III) 150単位/回 (月1回を限度) …③

関係機関連携加算 (IV) 200単位/回 (1回を限度) …④

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成した場合

②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

③児童相談所、医療機関等との会議により情報連携を行った場合

④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

7 セルフプランの場合の事業所間連携の強化

- ①障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。
- ②セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

<事業所間連携加算【新設】>

事業所間連携加算（Ⅰ） 500単位／回（月1回を限度）…①

事業所間連携加算（Ⅱ） 150単位／回（月1回を限度）…②

※セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、

①コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携を行った場合

②①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事

業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

8 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し（医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し）

医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（Ⅶ）について、評価の見直しを行うとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

<医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し>

〔現 行〕

医療連携体制加算（Ⅶ） 100単位／日

※喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケアによる基本報酬又は主として重症心身障害児に対して支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は算定しない）

〔見直し後〕

医療連携体制加算（Ⅶ） 250単位／日

※喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケアによる基本報酬を算定している場合は算定しない）

9 主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し

重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分認定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、(5)の時間区分創設の見直しは行わない。

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の「別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」参照

※松本市ホームページに掲載予定です。

10 医療的ケア児等に対する入浴支援の評価

こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

<入浴支援加算【新設】>

入浴支援加算 55単位/回（月8回を限度）

※医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

11 医療的ケア児等に対する送迎支援の促進

医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。

<送迎加算の見直し>

〔現 行〕

送迎加算

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】
障害児 54単位/回

医療的ケア児 +37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬を算定する事業所のみ。
看護職員の付き添いが必要。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】
重症心身障害児 37単位/回 (※) 職員の付き添いが必要

〔見直し後〕
送迎加算

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】
障害児 54単位/回

重症心身障害児 +40単位/回

医療的ケア児 (医療的ケアスコア16点以上の場合) +80単位/回

医療的ケア児 (その他の場合) +40単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】
重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児 (医療的ケアスコア16点以上の場合) 80単位/回

医療的ケア児 (その他の場合) 40単位/回

※重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

※医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

12 共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価

医療的ケア児の受け入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

<共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】>

共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位/日

※共生型サービスにおいて、看護職員等（認知特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合。

13 強度行動障害児支援加算の見直し

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

<強度行動障害児支援加算の見直し>

【現行】

強度行動障害児支援加算 単位155/日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

【見直し後】

強度行動障害支援加算 200単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位/日）

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

14 重度障害児への支援の充実 （個別支援サポート加算Ⅰの見直し）

個別支援サポート加算Ⅰについて、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

<個別支援サポート加算Ⅰの見直し>

【現行】

個別支援サポート加算Ⅰ 単位100/日

※著しく重度または黄道上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児サポート調査票で食事・排泄・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定指定場合を除く）

【見直し後】

個別支援サポート加算Ⅰ 120単位/日

※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定指定場合を除く）

15 要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算Ⅱの見直し）

要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算Ⅱについて、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援と連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

<個別支援サポート加算Ⅱの見直し>

【現行】

個別支援サポート加算Ⅱ **125単位/日**

※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等との連携（支援の状況等を年**1回以上**共有）し、支援を行った場合

【見直し後】

個別支援サポート加算Ⅱ **150単位/日**

※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所や**こども家庭センター**等との連携（支援の状況等を**6月に1回以上**共有）し、支援を行った場合

16 難聴児への支援の充実

難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装着している児に支援を行った場合の評価を行う。

<人工内耳装着時支援加算の見直し>

【現行】

人工内耳装着時支援加算 利用定員に応じて445～603単位/日

※**主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を4名以上配置、聴力検査室を設置）**において、人工内耳を装着している児に対して支援を行った場合

【見直し後】

人工内耳装着時支援加算Ⅰ 利用定員に応じて445～603単位／日…①

人工内耳装着時支援加算Ⅱ 150単位／日…②

※① 児童発達支援センター(聴力検査室を設置)において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装着している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

② 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装着している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

17 視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実

視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。

《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】》

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算100単位／日

※視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合

18 家族支援の充実(家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し)

家庭連携加算(居宅への訪問による相談援助)について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算(事業所内での相談援助)について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
きょうだいへの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し》

[現行]

家庭連携加算(月4回を限度)

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問(所要時間1時間以上) **280単位/回**

(所要時間1時間未満) **187単位/回**

事業所内相談支援加算

入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合

加算(Ⅰ)(個別相談)100単位/回(月1回を限度)

加算(Ⅱ)(グループ)80単位/回(月1回を限度)

[見直し後]※両加算を統合

家族支援加算(Ⅰ)(月4回を限度)

入所児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問(所要時間1時間以上)300単位/回

(所要時間1時間未満)200単位/回

事業所等で対面100単位/回

オンライン80単位/回

家族支援加算(Ⅱ)(月4回を限度)

入所児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面80単位/回

オンライン60単位/回

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

19 支援場面等を通じた家族支援の評価

家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

《子育てサポート加算【新設】》

子育てサポート加算80単位／回(月4回を限度)

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

20 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）

・基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定すること（⑦参85 照）とあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。

・延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

《延長支援加算の見直し》

[現行]

延長支援加算	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位/日	128単位/日
同1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日

※**営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合(人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置)**

[見直し後]

延長支援加算

	障害児	重症心身障害児・ <u>医療的ケア児</u>
延長1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日
(<u>延長30分以上</u> 1時間未満)	61単位/日	128単位/日)

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間)の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合(職員を2名以上(うち1名は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者を含む))を配置)。なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

21 保育・教育等移行支援加算の見直し

保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

《保育・教育等移行支援加算の見直し》

[現行]

保育・教育等移行支援加算 500単位／回(1回を限度)

※障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合(退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)

[見直し後]

保育・教育等移行支援加算

退所前に移行に向けた取組(※)を行った場合

500単位／回(2回を限度)

(※)移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合

500単位／回(1回を限度)

退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合

500単位／回(1回を限度)

22 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取り扱い

令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供加算の見直し》

[現行]

食事提供加算(Ⅰ)(中間所得者の場合) 30単位/日

食事提供加算(Ⅱ)(低所得者の場合) 40単位/日

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して食事の提供を行う場合

[見直し後]

食事提供加算(Ⅰ) 30単位/日…①

食事提供加算(Ⅱ) 40単位/日…②

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して **利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い**、食事の提供を行う場合

①栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合

②管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

(3) 放課後等デイサービスに関する改定事項

児童発達支援に関する改定事項と同様の項目 ①

- 1 地域の障害児支援の中核機能の評価
- 2 事業所の支援プログラムの作成・公表
- 3 児童指導員等加配加算の見直し
- 4 専門的支援加算・特別支援加算の見直し
※ただし、専門的支援実施加算については、利用日数等に応じて月2回から最大6回を限度とする
- 5 関係機関との連携強化
(関係機関連携加算の見直し)
- 6 セルフプランの場合の事業所間連携の強化
- 7 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し(医療連携加算Ⅶ)の見直し

児童発達支援に関する改定事項と同様の項目 ②

- 8 主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し
- 9 医療的ケア児等に対する送迎支援の充実
- 10 共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価
- 11 要保護・要支援児童への支援の充実(個別サポート加算Ⅱの見直し)
- 12 難聴時支援の充実
- 13 視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実
- 14 家族支援の充実(家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し)
- 15 支援場面を通じた家族支援の評価
- 16 預かりニーズへの対応(延長支援加算の見直し)
- 17 保育・教育等移行支援加算の見直し

18 基本報酬におけるきめ細かい評価(時間区分の創設)

基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とし、「3時間超5時間以下」の区分は学校休業日のみ算定可能とする。平日に3時間、学校休業日に5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。なお、時間区分は個別支援計画に定めた支援時間で判定することを基本としつつ、事業所の都合で支援時間が短くなった場合は、実支援時間で判定することとし、欠席時対応加算(Ⅱ)については廃止する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照
※松本市ホームページに掲載予定です。

19 送迎時の自立支援の評価

こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

《通所自立支援加算【新設】》

通所自立支援加算 60単位／回(算定開始から3月を限度)

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

20 学校卒業後の生活を見据えた支援の評価

こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

《自立サポート加算【新設】》

自立サポート加算 100単位／回(月2回を限度) ※高校生(2年生・3年生に限る)について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

21 医療的ケア児等に対する入浴支援の評価

こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

《入浴支援加算【新設】》

入浴支援加算 70単位／回(月8回を限度) ※医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

22 強度行動障害児支援加算の見直し

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

《強度行動障害児支援加算の見直し》

[現行] 強度行動障害児支援加算 155単位/日

※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援を行った場合

[見直し後]

強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(児基準20点以上)200単位/日…①

強度行動障害児支援加算(Ⅱ)(児基準30点以上)250単位/日…②

(加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位/日)

※①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

※②強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準30点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

23 行動障害の予防的支援と重度障害児への支援の充実 (個別サポート加算(Ⅰ)の見直し)

個別サポート加算(Ⅰ)について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

《個別サポート加算(Ⅰ)の見直し》

[現行]

個別サポート加算(Ⅰ) 100単位/日

※ 著しく重度(食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助)又はケアニーズの高い(就学時サポート調査表13点以上)障害児に対して支援を行った場合(主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

[見直し後]

個別サポート加算(Ⅰ) 90単位/日…①

120単位/日…②

※① ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

② ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合(いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

24 不登校児童への支援の充実

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う

《個別サポート加算(Ⅲ)【新】》

個別サポート加算(Ⅲ) 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

(4) 居宅訪問型児童発達支援に関する改定事項

1 事業所の支援プログラムの作成・公表

2 効果的な支援の確保・促進

(支援時間の下限の設定)

※ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。

3 訪問支援員特別加算の見直し

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現行] 訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上(その他職員は10年以上)の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算(I) 850単位/日…①

訪問支援員特別加算(II) 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の 職員を配置し当該職員が支援を行う場合 ①業務従事10年以上の職員の場合 ②業務従事5年以上10年未満の職員の場合

4 多職種連携による支援の評価

- ・ 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

《多職種連携支援加算【新設】》

多職種連携支援加算 200単位／回(月1回を限度)

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

5. 強度行動障害を有する児への支援の充実

- ・ 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合 の評価を行う。

《強度行動障害児支援加算【新設】》

強度行動障害児支援加算 200単位／日

※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修又は実践研修)を修了した職員が支援を行った場合(支援計画を作成し当該計画に基づき支援)。

6 家族支援の充実

障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う

《家族支援加算【新設】》

家族支援加算(Ⅰ)(月2回を限度)

障害児の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問(所要時間1時間以上) 300単位／回

(所要時間1時間未満) 200単位／回

※居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の日の訪問に限る

事業所等で対面 100単位／回

オンライン 80単位／回

家族支援加算(Ⅱ)(月4回を限度)

障害児の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面 80単位／回

オンライン 60単位／回

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

5.保育所等訪問支援に関する改定事項

居宅訪問型児童発達支援と同様の項目

- 1 多職種連携による支援の評価
- 2 強度行動障害を有する児への支援の充実

3 関係機関との連携の強化

- ・効果的な支援を確保・促進する観点から、訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。

《関係機関連携加算【新設】》

関係機関連携加算 150単位/回(月1回を限度)

※訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

4 自己評価結果等未公表減算

《【新設】》

自己評価結果等未公表減算 所定単位数の85%を算定

※保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合(令和7年4月1日から適用)

5 訪問支援員特別加算の見直し

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現行]

訪問支援員特別加算 679単位/日 ※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上(その他職員は10年以上)の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算(I) 850単位/日…①

訪問支援員特別加算(II) 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上(保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上)の職員を配置し当該職員が支援を行う場合 ①業務従事10年以上(又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上)の職員の場合 ②業務従事5年以上10年未満(又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上)の職員の場合

6 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実

- ・ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合の評価を行う

《ケアニーズ対応加算【新設】》

ケアニーズ対応加算 120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

7 家族支援の充実(家庭連携加算の見直し)

家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直しを行う

◀ 家族支援加算【新設】(家庭連携加算の見直し) ▶

[現行]

家庭連携加算(月2回を限度) 入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問

(所要時間1時間以上)

280単位/回

(所要時間1時間未満)

187単位/回

[見直し後]

家族支援加算(I)(月2回を限度)

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問

(所要時間1時間以上)

300単位/回

(所要時間1時間未満)

200単位/回

事業所等で対面

100単位/回

オンライン

80単位/回

家族支援加算(II)(月4回を限度)

入所児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面

80単位/回

オンライン

60単位/回

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して(I)及び(II)それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

Ⅱ 運営上の留意事項

ii 報酬請求上の留意事項②

(請求審査で警告が多い事項)

- ① 支給量オーバー
- ② 報酬算定の重複
- ③ その他(上限額管理について)

ii 報酬請求上の留意事項②～請求審査で警告が多い事項～

① 支給量超過

受給者証に記載がある支給量を超過して利用があった場合、請求審査で重度警告(返戻等)の対象となります。

【事例】

複数事業所の利用があり、上限額管理事業所の設定があるケース。月の支給量は20日であったが学校の長期休みを理由に保護者から支給量を越えた利用の意向があり月20日の利用を越えてしまった。事前に、利用計画の変更の手続きがされていなかったため返戻となった。

サービスの支給量は、相談支援専門員が作成したサービス利用計画に基づいて決定しています。受給者証に記載のある支給量内でサービスを利用することが基本となります。緊急の事情がない限り、相談支援専門員から変更計画提出のあった月の次月から支給量の変更を行います。

【Point】

- ・ 受給者証裏面に記載のある事業所間で支給量を超過しないよう連絡を取り合ってください。
- ・ 受給者証更新の時期に事業所の契約支給量を見直してください。
- ・ 事情がありサービス利用計画の変更を相談したい場合は、保護者を相談支援専門員へつなげてください。

ii 報酬請求上の留意事項②～請求審査で警告が多い事項～

② 報酬算定の重複

基本報酬等が同日に重なると請求審査で警告となります。

【事例】

複数事業を利用するケース。同じ日の請求においてA事業所は基本報酬、B事業所は欠席時対応加算 I を請求。請求が重複したため、返戻の対象となった。

複数の事業所請求が重複した際は、1つの事業の請求しか通すことができません。サービス利用計画に基づいた利用であったか、などが判断の材料となります。

【Point】

- ・ サービス利用計画の週間計画に基づいた利用となっているか確認ください。
- ・ 長期休み等イレギュラーな利用がある場合は、事業所間で連絡、連携し利用日が重ならないようにしてください。

ii 報酬請求上の留意事項②～請求審査で警告が多い事項～

③ その他(上限額管理について)

(1) 一般2の上限額管理省略

利用者負担上限額管理事業所の設定について…、一般1(4,600円)、一般2(37,200円)の世帯を対象としていきましたが、一般2(37,200円)の世帯に関しては、管理が省略できるため、きょうだい利用があるケースを除いては、管理設定を行わないこととします。

→ サービス更新の機会に随時変更させていただきます。

(2) 上限額管理事業所登録の申請

上限額管理事業所に新規登録、変更がある場合は、こども福祉課へ届け出を行ってください。

※申請様式は、松本市ホームページにあります。

Ⅱ 運営上の留意事項

iii 各種届出等

各種届出・相談について

1 報酬の算定に係る告示及び留意事項等

報酬及び加算の算定に関しては、以下の告示等に基づきます。内容を遵守の上、算定してください。

≪単位数及び算定要件に関すること≫

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号)
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発第0330第16号通知)
- ・厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年3月30日号外厚生労働省告示第269号)

≪質問集≫

- ・令和3年度障害福祉サービス報酬改定に関するQ&A
- ・平成30年度障害福祉サービス報酬改定に関するQ&A
- ・平成27年度障害福祉サービス報酬改定に関するQ&A 等

2 加算の算定時期

事前届出が必要な加算を算定する場合、または、算定していた加算の要件を満たさなくなった場合は、こども福祉課へ届出を行ってください。

	届出の時期	適用日
加算等を算定する場合 (単位数が増える場合)	毎月15日以前	翌月から
	毎月16日以降	翌々月から
加算等が算定されなくなる場合	すみやかに	事実が発生した日から

届出に必要な様式及び添付書類等は、松本市ホームページに掲載しています。

トップページ → 健康・福祉 → 障がい者 → 基本情報 → 指定申請等

3 障害児通所支援事業に係る法律、省令、条例等

○制度全般に関するもの 《例：定義、給付決定の手続き等》

- ・児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
- ・児童福祉法施行令(昭和23年3月31日号外政令第74号)
- ・児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日号外厚生省令第11号)

○運営に関するもの 《例：人員配置、支援計画、運営規程等》

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号)
- ・松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(令和2年松本市条例第80号)
- ・松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則(令和3年松本市規則第5号)

○報酬に関するもの 《例：加算・減算の要件等》

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号)
- ・厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年3月30日号外厚生労働省告示第269号)
- ・障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成24年3月30日障発0330第31号)

○その他

- ・児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援の手引き
- ・障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(障発0330第31号平成24年3月30日)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 等

→ 多様かつ複雑。法令順守に努め、適正な支援をお願いします。

v 松本市子ども安全安心対策事業

申請期限を過ぎると受理ができません。
また、令和6年3月31日までに安全装置が
設置完了できていないと補助金交付ができ
ませんのでご注意ください。